Q&A「提供しません」 「地方税情報の連携に NO」を!

http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=204

【資料】

番号法、番号制度の導入ガイドラインの抜粋

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	2	2
地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成25年8月)	∠	1

●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 抜粋

法律全文:

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws search/lsg0500/detail?lawId=425AC0000000027&openerCode=1

第十九条(特定個人情報の提供の制限)

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一~六 略

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うことと されている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、 同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事 務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」とい う。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報 提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報 提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 条例事務関係情報照会者(第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。)が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者(当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。)に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

九~十五 略

第二十二条(特定個人情報の提供)

情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

第二十六条(第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供)

第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務(第十九条第七号」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第十九条第八号」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

●「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月)抜粋

第2節 地方税務システムの構築に係るガイドライン 104頁~ より

ガイドライン全文: http://yabure.kokuseki.info/cns/introduction/guideline.pdf

第2章 番号制度に対応したシステム構築について

②-1 情報提供ネットワークシステムを通じた所得情報の提供

上記のとおり、地方税法上の守秘義務が解除される場合については、個別の事例ごとに保護法益を比較衡量 して必要な範囲で情報の提供に応じることが適当であるが、情報提供ネットワークシステムを用いた情報提供に ついて、個別の案件ごとに比較衡量をすることとした場合、番号制度における関係機関相互の情報連携を効果 的に行うことにより、公共的な利益の実現を図るとしている番号制度の目的が十分に達せられない恐れがある。 そこで、

- a 情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供は、番号法別表第二により情報照会者、情報提供者、利用事務、提供される個人情報の組み合わせが法定列挙されており、特定個人情報の提供の必要性が認められる場合に限定しているものであること
- b 情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供は秘密の管理その他適切な管理を義務づけて行われるものであること

を踏まえ、番号法第22 条において、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会があった場合における情報提供者の回答義務を課すこととしている。これにより、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供については、法律上規定された請求に対し、法律上規定された提供義務を履行するための正当な行為として許容されるものであり、地方税法上の守秘義務違反とはならないと解される。

また、番号法別表第二に規定している情報提供ネットワークシステムを利用することができる 組み合わせについては、上記①で述べた現在の地方税法上の守秘義務の運用を踏まえ、

- a 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合
- b 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合

に限って列挙されている。具体的に提供可能な特定個人情報の項目については、主務省令に委任されているが、地方税法上の守秘義務の趣旨を踏まえ、事務のために必要最低限の項目に限定するとともに、情報提供について本人の同意を得るべき事務についても規定されることが予定されている。